

介護サービス情報の公表制度について

【HP：<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>】

1. 制度の趣旨

- 平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴い、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。
- この制度は、介護サービスの利用者等が公表したサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

2. 制度の概要

- 介護サービス事業者は、年に1回、介護サービス情報を報告する必要があります。
- 平成24年度以降は、事業者の自己責任による公表となりますが、事業者において調査を受けることを希望される場合は、指定調査機関が実施します。(HP参照)

3. 対象事業者

対象サービス(介護保険法施行規則第140条の43)を提供する事業者のうち、次の①②に該当する事業者(別紙参照)

- ①計画の基準日前1年間に、介護報酬実績額(利用者負担を含む。)が100万円を超える事業者
- ②計画の基準日から1年間に、新たに指定を受ける介護サービス事業者

4. 公表の仕組み

介護サービス情報公表システム<国で一元管理>

介護サービス事業者

■基本情報

基本的な事実情報

(例)事業所の所在地、従業員数、営業時間など

■運営情報

介護サービスに関する具体的な取り組みの状況

(例)外部機関との連携、苦情対応の状況など

報告

和歌山県

公表

利用者(高齢者)
利用者家族
ケアマネジャー

等

6. 手数料

手数料はかかりません。

※調査機関に調査を希望する場合のみ、手数料が必要です。

介護サービス情報の公表制度の仕組み

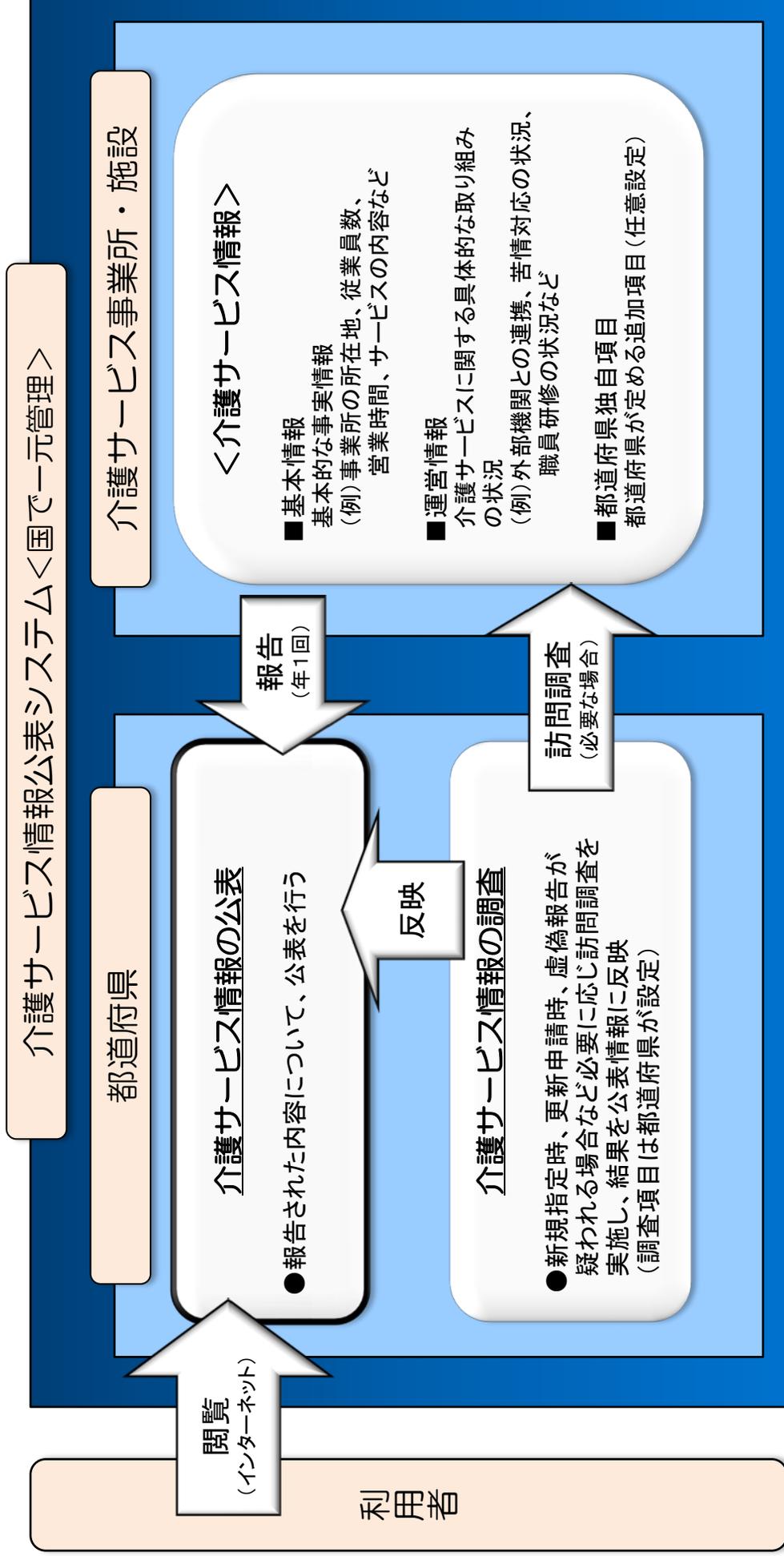
【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



各法人 代表者様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

令和2年度「介護サービス情報の公表」制度の実施について(依頼)

平素は本県高齢者福祉行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービスを行っている事業者には、介護保険法第115条の35及び介護保険法施行規則第140条の43及び44の規定により、介護サービス情報の公表が義務づけられており、平成24年度よりインターネットによる報告・公表を行っているところです。

つきましては、貴法人の公表対象事業所は別紙のとおりですので、期日までに報告願います。

記

■報告

・きのくに介護deネット(URL:<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)

↓
15.【介護サービス情報の公表】

↓
1. 制度の概要

↓
5. 報告について

- ・介護サービス情報報告システム(→ログイン画面へ)
- ・システム操作マニュアル
- ・報告かんたん操作ガイド

■検索

・介護サービス情報公表システム(URL:<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)

■参考

・介護サービス情報公表制度(厚生労働省ホームページ)
(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kouhyou/index.html)

■介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」という。)にかかる情報公表について

特定加算の取得要件のひとつに、介護サービス情報公表システム等で特定加算の取得状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表する「見える化要件」があります。

つきましては、**特定加算を取得している事業者で介護サービス情報公表システムを用いて特定加算の取得状況等を公表する場合は、下記により同システムの該当項目にて速やかに公表していただきますようお願いいたします。**

・特定加算の取得状況

→【(手順1)基本情報】-『サービス内容』-『介護サービスの内容等』欄に入力

・賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組

→【(手順3)事業所の特色】-『賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善内容』欄に入力

■留意事項

従来和歌山県長寿社会課介護サービス指導室より書面で送付させていただいている各種通知等の一部について、Eメールでの送付も検討しております。

つきましては、**【(手順5)事業所の連絡先】欄に、事業所メールアドレスの記入をお願いします。**(※メールアドレスがない場合は記載不要)

なお、本項目の記載内容は、一般向けに公表されません。

○報告の対象となる公表情報

・令和2年4月1日以降に公表対象サービスの提供を開始する事業者については**基本情報**

・**基準日(令和2年4月1日)前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については基本情報及び運営情報**

介護サービス指導室 中村
TEL 073-441-2527

【対象サービス一覧】

公表対象とするサービスは35種類あります。サービスが併設されている場合でも、報告や調査はそれぞれ行う必要があります。

1	訪問介護
2	訪問入浴介護(予防含む)
3	訪問看護(予防含む)
4	訪問リハビリテーション(予防含む)
5	通所介護
6	療養通所介護
7	通所リハビリテーション(予防含む)
8	福祉用具貸与(予防含む)
9	短期入所生活介護(予防含む)
10	短期入所療養介護(介護老人保健施設)(予防含む)
11	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)(予防含む)
12	認知症対応型共同生活介護(予防含む)
13	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)(予防含む)
14	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)(予防含む)
15	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
16	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)(予防含む)
17	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)(予防含む)
18	特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
19	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)
21	地域密着型特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅)
22	特定福祉用具販売(予防含む)
23	居宅介護支援
24	介護老人福祉施設
25	介護老人保健施設
26	介護療養型医療施設
27	地域密着型介護老人福祉施設
28	夜間対応型訪問介護
29	認知症対応型通所介護(予防含む)
30	小規模対応型居宅介護(予防含む)
31	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
32	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
33	地域密着型通所介護
34	介護医療院
35	短期入所療養介護(介護医療院)(予防含む)